

五、東海・関西地区研究会報告（その二）

研究通信一四一号発送の後に岩崎会員より討論のまとめが送られてきた。

当日の参加者は

牧野由朗、後藤和夫、松本通晴、古川彰、木村都、山本正和、嘉田由紀子、足高孝夫、脇田健一、寺口瑞穂、秋津元輝、北原淳、渡辺正、池端晋吾、スリチャイ・ワンカエーオ、藤井勝、岩崎信彦、鳥超皓之、中田実、高田正朗、黒柳晴夫、事務局

討論のまとめ

本年度の村研の共通課題のねらいは、遠路はるばる参加くださった村研事務局の黒崎会員が端的に述べられたように、伝統的村落の管理秩序が解体し、しかも単なるその再現によっては今日の事態に対処できないとすれば、それにかわる新しい管理秩序は如何なるものかを考えることにあるようだ。しかも、そのなかにあつて本研究会の特別のねらいは、研究会組織者である後藤・松本会員が述べられたように、この本年度の村研の共通課題に漁村研究の側からどのようににかかわっていけるかであった。中田会員の報告は以上の二つのねらいを真正面から受け止めた内容の濃いものであったが、それを可能にしたのは長年蓄積してきた志摩漁村の研究にここ十年来

特別心血を注いでまた地域住民組織研究の成果を充分生かしたことである。その点からすれば、研究会参加者が報告の意義をどの程度正確に受け止め、議論の発展を行ないうるかがむしろ問われたといえるかもしれない。少し恣意的に過ぎるかもしれないが、ここでは当日の討論を四つの問題に整理してまとめたい。

(一) 中田報告は現段階の沿岸漁業をめぐる矛盾と危機によって、村落と漁協の未分化のもとの管理秩序の解体、そして両者の分離・再編による新しい管理秩序の形成が不可避であるとの立場から、事例として取り上げた御座・船越の状況も段階的に位置づけたが、この点については様々な意見が出た。

コメンテーターである鳥越会員は、取り上げられた二漁村の事例を聞いていると漁村の表層での管理をめぐる様々な動きにもかかわらず、そのなかに非常に強固な何かの論理が働いている。敢えて言えばそれは「生活の論理の共有体」であるとし、表層での動きと「生活の論理の共有体」を象徴的に枝葉と幹の關係にたとえながら、むしろ根底にあつて不変の「生活の論理の共有体」の解明こそが管理の理解にとつて重要だとした。

これとは視点を多少異にしながら中田報告に異論を提示したのが、コメンテーターである牧野会員や嘉田会員であり、漁村それぞれが個性的性格をもっているのだから管理のあり方も漁村ごとに多様であり得るという考え方である。牧野会員のそれは従来から漁村研究者によって度々繰り返されてきた「漁村」個性的の論であり、漁業環境等の差異により漁村は農村とは比較にならない程それぞれが個性的であるため漁村一般を問題にするのは不可能に近い。個々の漁村固有の問題として新しい事態のもとでの管理も考えるべきだとする。嘉田会員の場合は牧野会員の論点を含みながらも主要には生活

史論からの立論であつた。つまり漁村にしろ農村にしろ一般に地域社会はそれぞれの歴史的發展から始まる日常生活（経験）の蓄積のうえに成り立っており、そこに地域社会の唯一的性格が形成されている。したがって、新しい事態に対応する管理の問題もこの累積された生活の論理に従うものである、また従来の社会科学の方法でこゝうした内面的把握ができるかも疑問であるとした。

もっとも中田報告の視点に真正面から対立する意見ばかりが出されたのではない。ともに志摩漁村の研究にたずさわつてきた後藤会員は船越での漁協と自治会へのスムーズな分離の背景として、地域社会の「素地」の面も見ることがあるのではとし、松本会員は個々の漁村の「歴史的背景」にも考慮しなければならないとしたが、これらの発言は一般的展開の方向はそれとして認めながらも個々の漁村のレヴェルではそれが必ずしも一様な形態であられるとは限らないと、いわば地域社会把握の原則をあらためて確認するものであつた。中田会員の回答からすれば同会員の漁村の管理への認識の基本もここにあつたことは明らかだが、ただ今回の報告の主旨は個々の漁村の管理秩序自身の分析というより現段階での管理秩序の展開方向の模索にあつたから、二つの漁村の分析もこの観点にそつて行ない段階論的位置づけを行なつたということであろう。

(二) また中田報告によつて船越の事例を通じて示唆された新しい管理秩序のもとでは、村落（ムラ）と漁協の分離・再編がなされるとしているが、果してこのような事態生じ得るのかについて鳥越・牧野の両コメンテーターはムラに實質的漁場所有主体の観点から消極的な見解を示した。牧野会員によれば、明治の漁業制度改革による地先漁場の公有制への移行はあくまで制度上の問題であり、ムラが地先漁場を所有しているという観念は今日まで漁村に根強く存在

している。このため例えば、現時点で陸に上がっている漁村住民も自分たちは何時でも地先漁場を使用する権利があるという意識をもっている。牧野会員はこの状況を漁村における「土着民支配」だとし、このもとでは漁協に漁業や漁場が全て移譲されることなく漁村総体がこれに関与し、逆に漁協自身も漁業団体に純化されにくいとした。鳥越会員は極めて独自の議論を展開されたようだが、基本的な点はこの牧野会員の見解と共有するところが多かったと考えられる。すなわち先の「生活の論理の共有体」は具体的な地域的範疇や組織体ではなく原理的次元でのムラだと考えおり、それはいかなる時点でも漁村の諸集団・関係に徹底し、また本来の地先漁場所有主体といふべき地位にあつて漁場管理を規制する論理を生みだすものとみなしているからである。

これらの指摘に対して中田会員がまず強調したのは「利用V」ということであつた。牧野・鳥越両会員のコメントはいわば「所有V」の側からの管理を問題としているが、報告での管理の問題は「利用V」にもとづく管理を扱っており、この方向からの管理の把握が今年度の共通課題との関連、農村と漁村の管理の統一的把握、今日の管理をめぐる諸問題の核心的把握といった点から要請されているとした。また中田会員の回答のなかでは余り議論されなかつたが、報告の論点にしたがうと明治の漁業制度改革以降は地先漁場は公有制であるという立場に立っていたから、鳥越・牧野会員のように「ムラ」実質的漁場所有主体という認識はそもそもなく、漁村で問題になるのはあくまで「利用V」のレヴェルだということになる。

もっともだからといって中田会員は新しい管理秩序のもとでの漁協と自治組織への分離を単純な機能分化とみなすのではなく、この地域自治組織が担う地域管理は漁協とは異なつたレヴェルからでは

あるが漁場管理にも関与していることを重視した。なぜなら地域管理は地域社会の生産・生活の編成をめぐる絶対的管理である以上、漁村の生産の重要な要素である漁業に無関心であることはできないし、個々の漁村住民からみるならば、漁協に組織された漁家層にとつて地先漁場が顕在的かつ直接的な「生活権保障」の場になつていくことは言うまでもないが、非漁家層にとつても潜在するいは間接的な「生活権保障」の場となつていくからである。そしてこの「生活権保障」こそが「利用V」にもとづく管理における住民側の論理となつており、元漁民層の地先漁場への権利意識といった牧野会員が取り上げた問題もこの概念から捉えることが可能であるとした。

〔三〕 さらにこのように管理秩序の中心にある漁場の管理の性格や方法なども問題となつた。松本・岩崎会員は漁業といつても採集・捕獲・栽培（養殖）などの異なつた生産力段階にあるものよりなつているため、このような種類に応じて管理の意味も相異しているのではないかとし、岩崎・嘉田会員はとりわけ今日的な問題として、養殖業を中心とする私的経営の論理によって他の漁業が締め出され漁場の汚染も進み、自らも含めた漁業の困難が進んでいるが、これは管理という点からどのように解決されるかを問うた。

中田会員はこれに対して漁場管理の基本は「漁場としての潜在力を維持」することにあり、そうであるからこそ個別経営の努力だけでは解決しないし、漁業者だけでなく地区住民全体の管理への参加が必要だとした。そして養殖業の漁場汚染を宿命的なものとはせず、私的利益の排他的追求と養殖技術体系の未熟さによって生じたと考え、養殖業そのものが漁業生産力として有する段階性に対しては正当な評価を与えた。この点牧野会員のコメントが、志摩漁村における真珠養殖を主に「攪乱」的役割の面から問題とし生産力としての

評価に消極的であったのとは異なっている。

ところで討論では主に地先漁場を念頭に置いて管理の問題が取りあげられたが、地先漁場を越えた漁場の管理も重要であろう。岩崎会員の質問への回答のなかでも触れられたように、対象地では余り漁船漁業が発達していないため問題とならなかったのかもしれないが、報告の中では漁場管理における漁村の連合の必要も若干問題にされていたように思える。沿岸漁業といっても一般には地先漁場とともに沖合の入会漁場が重要な漁業の場となっているし、牧野会員が農村の汚染と漁村の汚染の差に関して述べたように、一漁村内の地先漁場の汚染は周辺海域の汚染と直結していくのである。

④ 最後に地域管理の主要な主体となる地域自治組織の性格も後藤・牧野・渡辺会員より問われた。新しく形成された船越の「自治会」は「組長会」や「合同会議」（複数の村落内組織の連合）といった旧来のムラ組織とどのような関連にあるかである。中田会員は、④「自治会」は「組長会」のメンバーを役員会に含んでいるが組織としては別個であり、「合同会議」は「自治会」結成後は開かれなくなつたこと、⑤「自治会」のリーダーは地域ボスの存在でもなければ必ずしも漁家でもなく、実務能力と地域からの信望を兼ね備えた層であることを強調し、ムラの性格との断絶を印象づけた。しかし渡辺会員の質問への回答のなかで、「自治会」結成の直接の契機には村落財産の売却金の管理問題があり、これを核に漁村住民の「自治会」への統合を促進した経過を重視したから、やはり再編・新生の認識が基本的なものである。

この新しい地域自治組織とそれの担う地域管理の問題こそ中田会員の議論の特質をなし、これまでの地域住民組織研究の成果の適用がなされていたのであったから、この管理をめぐるもう少し活発

な意見交換がなされてしかるべきであった。兼業化や脱漁家現象によって漁村の住民編成がどのようなものになっているかにつき北原会員より質問があったが、こうした状況認識を深めることにより地域管理の性格・意義を考えていく必要があったし、兼業化は進むが脱農家現象の弱い農村の地域管理との関係も知りたいところであった。

なお、以上の要約では筆者の力量不足のため、中田会員を含めた各発言者諸氏の討論の主旨を十分理解していなかったり曲解している場合もあるかと思われがご容赦願いたい。

(藤井記)